

「安心・活力・発展プラン2005」推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」改訂版（以下「長期総合計画」という。）の重点戦略にかかる各政策・施策を推進するため、「安心・活力・発展プラン2005」推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、「安心・活力・発展プラン2005」の進捗状況について報告を受け、必要な事項を審議し、助言等を行う。

2 委員会は、その他県の政策・施策に係る重要事項について審議し、必要な助言等を行う。

(構 成)

第3条 推進委員会は、各種グループのリーダー、企業関係者、個人事業者、各種団体関係者、学識経験者等の中から、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(役 員)

第4条 推進委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画振興部政策企画課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。